

公益財団法人沖縄県建設技術センターの役員及び評議員の 報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県建設技術センター（以下「センター」という。）定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(評議員の報酬)

第3条 評議員が、評議員会に出席したとき、又は評議員としての業務を行ったとき（定款第21条に定める議決の省略にかかるものを除く。）は、定款第14条第1項に定める金額の範囲内で報酬を支給する。

- 2 評議員の報酬の額は、日額9,300円とする。ただし、国、県の職員及び市町村の長を兼ねる評議員には支給しない。

(常勤役員の報酬)

第4条 常勤する役員の報酬は、月額報酬及び期末報酬とする。

- 2 常勤役員の報酬の支給方法、支給日、その他については、センターの規程を適用する。

(決定基準)

第5条 常勤役員の報酬額は、その職務や職歴等を勘案して、年度毎に評議員会で決定するものとする。

(他の団体からの派遣役員の取扱い)

第6条 前条にかかわらず、他の団体（以下「派遣元」という。）からセンターに派遣されて、センターの常勤役員に就任することとなった者の報酬額は、センターと派遣元との間において締結した協定によるものとする。

(非常勤役員の報酬)

第7条 非常勤役員が、理事会等に出席したとき、監査を行ったとき、又は役員として業務を行ったとき（定款第37条に定める議決の省略にかかるものを除く。）は、理事については日額9,300円、監事については日額9,300円の報酬を支給する。ただし、国、県の職員及び市町村の長を兼ねる非常勤役員には支給しない。

(費用)

第8条 役員等が用務で旅行する場合は旅費を支給する。

2 旅費の額は、センター職員の給与及び旅費に関する規程を適用する。

3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法はセンターの規程を適用する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、一般財団法人沖縄県建設技術センターの設立の登記の日(平成26年4月1日)から適用する。

2 財団法人沖縄県建設技術センターの非常勤役員の報酬に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、公益認定を受け、名称変更の登記の日から施行する。(題名及び本則中「一般財団法人」を「公益財団法人」に改める。第1条、第3条第1項、第7条改正)